

議案第 13 号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年橋本市条例第 216 号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(病院事業の設置) 第 1 条 略 2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (組織) 第 4 条 法第 14 条の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、橋本市民病院(以下「病院」という。)を置く。 第 4 条の 2 病院事業の附帯事業として、次に掲げる事業を行うため、病院に訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を設置する。 (1) 指定訪問看護事業 ア 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 1 項に規定する指定訪問看護の事業 イ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護の事業 ウ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 4 項及び第 8 条の 2 第 3 項に規定する指定訪問看護の事業 (2) 指定居宅介護支援事業 ア 介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス並びに同法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業 第 9 条から第 11 条の 2 まで 削除	(病院事業の設置) 第 1 条 略 2 病院事業の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (組織) 第 4 条 法第 14 条の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、橋本市民病院を置く。 (使用料及び手数料) 第 9 条 橋本市民病院(以下「病院」という。)において診療を受けようとする者は、使用料及び手数料を納付しなければならない。 2 前項の使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1) 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による診

	療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)に基づいて算定した額 (2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく診療については、別表第1のとおりとする。 (3) 前号の規定に係る者以外の者の診療の使用料は、第1号の規定に準じて算定した額に100分の150を乗じて得た額に、当該額に消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。 (4) 前3号に規定する以外の使用料及び手数料は、次に定める額とする。 ア 別表第2に定める額 イ 別表第2の2に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。) (5) 前各号の規定による者の室料は、これらにより算定した使用料及び手数料に、次に定める額のいずれかを加算した額とする。 ア 別表第3に定める額 イ 別表第3の2に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。) 3 病院駐車場の使用料は、別表第4に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。) 4 手数料は、別表第5に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。) ただし、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等取扱い及び担当に関する
--	---

	基準(昭和58年厚生省告示第14号)第6条の規定によるものは、除くものとする。 (使用料及び手数料の納付) 第10条 前条の規定による使用料及び手数料は、その都度納付しなければならない。 (使用料及び手数料の減免) 第11条 管理者は、貧困その他特別の理由があると認められる者に対しては、使用料及び手数料を減免することができる。 (債権の放棄) 第11条の2 管理者は、使用料及び手数料(以下この条において「診療費等の債権」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療費等の債権の全部又は一部を放棄することができる。 (1) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。 (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他法令の規定により、債務者が当該診療費等の債権につきその責任を免れたとき。 (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合において、その相続財産の額が強制執行の費用並びに当該診療費等の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。 (4) 当該診療費等の債権について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2の規定による強制執行の手続又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置を講じてもおお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続又は債権の申出等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと見込まれるとき。 (5) 債務者の死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情があり、管理者が徴収の見込みがないと決定したとき。
--	--

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の廃止)

2 橋本市指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第145号)は、廃止する。